(六)　国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表することができることとした。（第一二条の七関係）

4　家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け

(一)　都道府県知事は、衛生管理区域周辺以外の場所において家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「悪性伝染性疾病」という。）にかかっていることが発見された場合にも、当該動物がいた場所等の消毒のほか、必要な限度において期間を定め、当該場所とその他の場所との通行の制限又は遮断をすることができることとした。（第二五条の二関係）

(二)　現行のまん延防止措置のうち、倉庫等の消毒、家畜等の移動制限等の規定の要件に、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の防止を追加することとした。（第二六条第一項及び第二八条の二第二項関係）

(三)　都道府県知事は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため、当該都道府県の職員に、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができることとするとともに、国は、当該検査、注射、薬浴又は投薬に要した費用等の二分の一又は全額を負担することとした。（第三一条第二項及び第六〇条第一項関係）

(四)　都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。）を防止するため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法等について改善すべきことを勧告し、及び命令することができることとした。（第三四条の二関係）

(五)　農林水産大臣の都道府県知事に対する指示の対象となる措置に、(一)、(三)及び(四)の措置等を追加することとした。（第四七条関係）

5　予防的殺処分の対象疾病の拡大

患畜又は疑似患畜以外の家畜の殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、当該殺処分を実施することができることとした。（第一七条の二第一項～第三項関係）

6　家畜防疫官等の権限の強化

(一)　家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物等の有無について質問するとともに、検査を行うことができることとした。（第四〇条第五項及び第四五条第五項関係）

(二)　家畜防疫官は、輸出入検疫の結果、輸出入検疫に係る規定に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄することができることとした。（第四六条第四項関係）

7　罰則の強化

(一)　輸出入検疫に係る違反及び患畜等の届出義務違反に係る罰金を「一〇〇万円以下」から「三〇〇万円以下」に引き上げることとした。（第六三条関係）

(二)　飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反に係る罰金を「三〇万円以下」から「一〇〇万円以下」に引き上げることとした。（第六六条関係）

(三)　法人の代表者等が(一)の違反に係る行為をした場合におけるその法人に対する罰金を「一〇〇万円以下」から「五、〇〇〇万円以下」に引き上げることとした。（第六九条関係）

(四)　家畜の所有者の都道府県知事に対する家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する定期の報告違反に係る過料を「一〇万円以下」から「三〇万円以下」に引き上げることとした。（第七〇条関係）

8　アフリカ豚熱に関する特例の削除

アフリカ豚熱に関する特例に係る規定を削ることとした。（原始附則第五条～第一〇条関係）

9　その他

その他の規定について所要の整備を行うこととした。

10　施行期日等

(一)　この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第九条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2については公布の日から、3の(三)については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、4の(三)については令和三年四月一日からそれぞれ施行することとした。

◇養豚農業振興法の一部を改正する法律（法律第一七号）（農林水産省）

1　豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和

(一)　法律の目的及び基本方針に定める事項に、「豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和」を追加することとした。（第一条及び第三条第二項関係）

(二)　国及び地方公共団体は、豚の伝染性疾病の発生を予防し、及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豚の伝染性疾病に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとすることとした。（新第七条関係）

(三)　国及び地方公共団体は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、養豚農家による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進その他豚の飼養衛生管理の向上の促進に必要な施策を集中的に講ずるよう努めるものとすることとした。（改正法附則第二項関係）

2　国内由来飼料の安全性の確保への配慮

国内由来飼料の利用を増進するための施策については、国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ、これを講ずるよう努めるものとすることとした。（第五条関係）

3　特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護

安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るための施策として、「特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護」を追加することとした。（新第八条関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四一号）（金融庁）

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二八号）の施行期日は、令和二年五月一日とすることとした。

◇資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一四二号）（金融庁）

一　資金決済に関する法律施行令の一部改正関係

「暗号資産」に関する用語の整理等、所要の規定の整備を行うこととした。（資金決済に関する法律施行令第一条、第二〇条の二、第二〇条の三、第二七条及び第三一条関係）

二　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等とされる要件に、株券等に係る権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合には、当該財産的価値を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること等を追加することとした。（金融商品取引法施行令第一条の四、第一条の五の二、第一条の七の四、第一条の八の二及び第一五条の一〇の六関係）

2　金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券に、有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に限る。）を追加することとした。（金融商品取引法施行令第一条の九の二関係）